

判決年月日	平成 23 年 9 月 29 日	担 当	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 23 年（行ケ）第 10045 号		
○「不揮発性メモリ装置」に係る本願発明の作用効果は、特許請求の範囲請求項に記載された構成により生じることが明らかであり、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないような事情はないし、一見してその記載が誤記であることを認めるに足る証拠もないとして、明細書の記載を参酌して補足した上認定すべきであるとの原告の主張を排斥し、本願発明は、特許請求の範囲請求項に記載された事項により特定されたとおりのものであるとした事例。			

（関連条文）特許法 29 条 2 項， 70 条

本件は、発明の名称を「不揮発性メモリ装置」とする出願の拒絶査定不服審判請求不成立審決の取消しを求める事案である。本件審決は、引用例に基づき容易に発明をすることができたというものである。原告は、取消事由として、本願発明の進歩性判断の誤りを主張し、本願発明は、クレームどおりでなく、明細書の記載を参酌して、補足した上認定すべきであると主張した。

本判決は、本願発明の作用効果は、特許請求の範囲請求項に記載された構成により生じることが明らかであるとし、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないような事情はないし、一見してその記載が誤記であることを認めるに足る証拠もないとして、本願発明は、特許請求の範囲請求項に記載された事項により特定されたとおりのものであると判断した。

原告の主張に対しては、特許請求の範囲請求項に記載された事項により特定される発明が、認定した作用効果を奏することは明らかであり、本願発明の技術的意義は、原告主張の補足事項を加えなくても、一義的に明確に理解することができるのであるから、本件明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌して、本願発明を認定すべき特段の事情があるとはいえないとして、上記主張を排斥した。